

令和2年(2020年)5月1日(金)

幼稚部保護者各位

社会福祉法人わかば会  
草加あおぞら保育園  
園長 榎本 千尋

### 新型コロナウイルスに関する給食副食費の取扱いについて

日頃より保育園の運営にご協力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、草加市より新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、自宅保育が可能な場合は、登園を控えていただける家庭を対象に令和2年4月、5月分の保育料の徴収は登園日数による日割り減免となることが決まりました。これを受け3歳児クラスから5歳児クラスを対象とした給食副食費についても、同期間、登園日数により下記の減免措置を行うことといたします。対象になるご家庭の減免金額分については、6月以降の給食費にあてさせていただきます。ご理解ご協力の程宜しくお願いいたします。

記

1ヶ月の登園日数	徴収金額
0日	無料
1日～5日未満	1000円
5日～16日未満	2500円
16日以上	4500円(通常通り)